

京都市告示第 18 号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター第4条ただし書きの規定に基づき、次のとおり京都市子ども保健医療相談・事故防止センターを臨時に休所します。

平成21年4月1日

京都市長 門川 大作

臨時休所する日 平成21年4月11日（土）

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）